

令和 8 年 第 2 回 羅臼町議会臨時会（第 1 号）

令和 8 年 5 月 2 1 日（木曜日）午前 1 0 時 0 0 分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 報告第 1 号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 6 報告第 2 号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 7 報告第 3 号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 8 報告第 4 号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 9 議案第 2 0 号 令和 8 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 1 0 議案第 2 1 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 1 議案第 2 2 号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 2 議案第 2 3 号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 3 議案第 2 4 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 1 4 議案第 2 5 号 工事請負契約の締結について

○出席議員（9 名）

議 長	1 0 番	佐 藤	晶 君	副議長	9 番	小 野	哲 也 君
	1 番	米 井	宏 喜 君		2 番	浜 岸	昭 仁 君
	3 番	小 川	雅 勝 君		4 番	山 下	竜 哉 君
	5 番	加 藤	勉 君		6 番	田 中	良 君
	7 番	高 島	讓 二 君		8 番	松 原	臣 君

○欠席議員（0 名）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者

町 長	湊 屋	稔 君	副 町 長	川 端	達 也 君
教 育 長	石 崎	佳 典 君	監 査 委 員	松 田	眞佐都 君

企画財政課長	遠嶋伸宏君	企画財政課参事	三宅悠介君
総務課長	吉村重人君	町民環境課長	野田泰寿君
税務担当課長	鹿又芳弘君	保健福祉課長	本見泰敬君
福祉介護担当課長	七海隆之君	保健担当課長	飯島祥子君
産業創生課長	飯島東君	まちづくり担当課長	伊藤芳征君
建設水道課長	佐野健二君	学務課長	八幡雅人君
社会教育課長	堺勝敏君	郷土資料館長	天方博章君
会計管理者	大沼良司君		

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	平田充君	議会事務局次長	吉田加奈子君
--------	------	---------	--------

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（佐藤 晶君） ただいまの出席議員は10人です。
定足数に達しておりますので、令和8年第2回羅臼町議会臨時会を開会いたします。
本臨時会はペーパーレスを目的としたタブレットやパソコンの持ち込みを許可しております。また、報道機関や行政のカメラ及びパソコンの持ち込みも許可しております。
これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、1番米井宏喜君及び2番浜岸昭仁君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。
本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日としたいと思いを。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。
羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。
資料は、議長の手元で保管しております。
これで諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第４ 町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

議員各位におかれましては、臨時会の御案内をいたしましたところ、皆様の御出席を賜り、お礼を申し上げます。

本日は、２件の行政報告をさせていただきます

１件目は、新たな幼稚園と小学校の開園・開校についてであります。

令和８年４月より、幼稚園と小学校をそれぞれ統合し、羅臼町立知床未来幼稚園と羅臼町立知床未来小学校がスタート、入園・入学式を終え、一月が経過いたしました。

統合前には、子どもたちから不安の声も聞こえておりましたが、交流事業などを行ってきたこともあり、園児５３名、児童１５１名は新しい仲間と仲良く、そして元気いっぱいに幼稚園や学校で生活をしています。

新たな幼稚園の園歌、小学校の校歌については、歌手の加藤登紀子さんに知床羅臼をイメージしながら、そして、児童が考えたフレーズも入れて作詞作曲していただき、子どもたちの純粋な声で歌う園歌と校歌はとても良いものになりました。

懸案でありました通園・通学についても、峯浜専用ワゴンやマイクロバスの運行と阿寒バスの御協力もあり、大きな問題もなく、幼稚園から高校まで通園・通学ができております。

今後は、幼稚園併設部分や職員室一体化などの改修工事を実施し、教育環境の整備を着実に進めてまいります。

６月３０日には開園・開校式典を挙行いたします。

加藤登紀子さんも来町する予定となっておりますので、式典に参加していただき、子どもたちの元気で大きな歌声を聞いてほしいと思います。

議員皆様にも御案内をいたしますので、この機会に子どもたちの姿を見ていただければと思います。

２件目は、先日５月１９日に総理官邸に赴き、本来であれば高市早苗総理とお会いできる予定ではありましたが、韓国へ行かれたとのことで、木原稔官房長官、黄川田仁志担当大臣、国光あやの外務副大臣に対し、北方領土問題の早期解決のための要望活動を行いました。

要請団代表として、鈴木北海道知事、伊藤道議会議長、千島連盟松本理事長、北方同盟渡辺会長、根室市長をはじめとする隣接地域自治体首長並びに地域選出の鈴木貴子衆議院議員、伊東良孝衆議院議員、鈴木宗男参議院議員にも同席をいただき、ロシアによるウク

ライナ侵攻から停滞したままの北方領土問題のさらなる交渉と啓発の運動の強化、北特法の趣旨に基づく隣接地域の振興と住民生活の安定を図るための内政措置の充実強化など、国策としての重点的な施策の推進について、要望を行ってまいりました。

戦後80年がたち、元島民の平均年齢も90歳を超える中、とりわけ墓参の再開だけでもと強く要請をいたしました。

官房長官からは、政府としても最大限の努力をすとの回答と、墓参については人道的な観点からも、実現に向け交渉に当たるとの返答をいただきました。

私たちも1日でも早い墓参の再開を強く要望して、終了をいたしております。

羅臼町の桜もだんだん葉桜になってきておりまして、日に日に暖かくなってきております。浜はウニ漁が終盤を迎える中、タラ漁が好調だと伺っておりますので、ほかの漁種も含め、豊漁を期待しているところであります。

この後、本臨時会に上程をさせていただいた議案について、副町長をはじめ担当課長から説明をさせますので、御審議、御決定をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

◎日程第5 報告第1号 専決処分した事件の承認について

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 報告第1号専決処分した事件の承認について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第1号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものであります。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日につきましては、令和8年3月31日であります。

3ページをお願いいたします。

令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和7年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,234万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億7,318万円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

4ページとなります。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入です。

3款1項利子割交付金121万8,000円を追加し、131万8,000円。

4款1項配当割交付金155万1,000円を追加し、305万1,000円。

5款1項株式等譲渡所得割交付金389万円を追加し、539万円。

6款1項法人事業税交付金365万4,000円を追加し、1,145万4,000円。

7款1項地方消費税交付金2,081万6,000円を追加し、1億4,081万6,000円。

8款1項環境性能割交付金118万5,000円を追加し、218万5,000円。

9款1項地方特例交付金18万9,000円を追加し、148万9,000円。

10款1項地方交付税3億3,709万6,000円を追加し、25億8,709万6,000円。

内訳につきましては、普通交付税が2億8,600万4,000円の追加で、22億3,600万4,000円。特別交付税が5,109万2,000円の追加で、3億5,109万2,000円となるものでございます。

ここまでの3款利子割交付金から10款地方交付税までにつきましては、それぞれ交付額の確定によるものでございます。

12款分担金及び負担金287万6,000円を減額し、2,656万8,000円。

2項負担金287万6,000円を減額し、2,481万8,000円。

全天候型埠頭及び各漁港の電気料の確定により、羅臼漁協負担分79万8,000円の減額。

また、ブルーカーボン事業の推進を目指した調査研究のための事業につきまして、ダイキン工業株式会社からの寄附金の活用と補助金が採択されたことにより、羅臼漁協負担金106万3,000円の減額、水産系廃棄物処理施設の堆肥残渣搬出の事業費が確定したことで、水産加工振興協会及び羅臼漁協の負担金101万5,000円の減額であります。

13款使用料及び手数料84万1,000円を減額し、9,966万4,000円。

1項使用料84万1,000円を減額し、5,952万9,000円。

インフルエンザ等の流行等による影響で、放課後児童クラブの開所日数が減少したことで27万7,000円の減額。

また、水産系廃棄物処理施設の維持管理費などの事業費が確定したことで、水産加工振

興協会及び羅臼漁業の負担金５６万４,０００円の減額となります。

１４款国庫支出金１,１３８万８,０００円を減額し、５億２,６６４万２,０００円。

１項国庫負担金８０４万５,０００円を減額し、１億５,３０５万４,０００円。

内訳につきましては、小規模保育事業給付費が確定したことにより、子どものための教育・保育給付費負担金１５５万９,０００円の減額、障がい者自立支援医療費負担金１６１万円の減額、障がい者補装具給付費２６万８,０００円の減額であります、それぞれ事業費確定によるものでございます。

また、児童手当負担金が４６０万８,０００円の減額となりますが、制度改正による支給対象年齢の延長や所得要件の撤廃などで申請者の増加を見込んでおりましたが、想定を下回ったことによるものでございます。

２項国庫補助金３３４万３,０００円を減額し、３億７,０９３万６,０００円。

内訳につきましては、事業費確定により物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が２３万７,０００円の減額、放課後児童クラブの開所日数は減少しましたが、土曜日、休日開所日の増加によりまして、子ども子育て支援交付金３０万１,０００円の追加、出産・子育て応援交付金が６万６,０００円の減額、妊婦のための支援交付金５３万円の減額、それぞれ事業費確定によるものでございます。

また、藻場造成事業及び有害生物駆除事業の事業費確定により、北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金１５１万円の減額、アイヌブランド化調査の事業費確定により、アイヌ政策推進交付金５１万円の減額、ブルーカーボン事業の推進を目的とした調査研究が採択されたことで、海業推進事業補助金として５０４万４,０００円が追加となっております。

さらに、デジタルサイネージ設置事業の事業費確定により、新しい地方経済生活環境創生交付金６２万５,０００の減額、除雪業務や町営住宅超寿命化事業などの事業費確定により、社会資本整備総合交付金４１４万９,０００円の減額、アイヌ文化関係資料保存活用事業の事業費確定により、アイヌ政策推進交付金１０６万１,０００円の減額となります。

１５款道支出金４５３万１,０００円を減額し、２億１,９３４万８,０００円。

１項道負担金１０３万９,０００円を減額し、７,９１９万６,０００円。

国庫負担金同様、小規模保育事業給付費が確定したことにより、子どものための教育・保育給付費負担金６５万５,０００円の減額、児童手当負担金１７万１,０００円の減額、障がい者自立支援医療費負担金８０万５,０００円の減額、障がい者補装具給付費１３万４,０００円の減額であり、事業費確定によるものでございます。

また、昨年７月３０日に発生したカムチャツカ半島沖地震に関わる経費が災害救助法が適用されたことにより、７２万６,０００円の追加となっております。

２項道補助金３４９万２,０００円を減額し、１億１,１４１万６,０００円。

内訳につきましては、移住促進事業の事業費確定により、地域づくり総合交付金が１１

0万円の減額、コミュニティセンタートイレ改修工事に伴う北方領土隣接地域振興等補助金の確定により31万6,000円の減額、重度心身障がい者医療給付費補助金が受診者数の減少により36万円の減額、インフルエンザの流行等の影響により、放課後児童クラブ開所日数が減少したことで、子ども子育て支援交付金50万9,000円の減額となりますが、多子世帯保育料軽減支援に該当する方が利用されたことで、37万8,000円の追加、出産・子育て応援交付金が事業費確定により、1万6,000円の減額、峯浜コミュニティセンタートイレ改修に伴う北方領土隣接地域振興等補助金の確定によりまして、46万9,000円の減額となります。

また、ホタテ種苗放流事業及び昆布繁茂対策事業の事業費確定により、北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金70万円の減額。

さらに、羅臼高校全国公募に関わる事業費の確定により、地域づくり総合交付金40万円の減額となります。

17款1項寄附金1,805万円を減額し、7億9,824万円。

ふるさと納税の寄附額が確定したことにより2,100万円の減額であります。令和7年度の寄附額につきましては7億7,816万5,000円となります。

また、善意の寄附金として、個人から1件20万円と、企業版ふるさと納税寄附金が6件で275万円を頂いております。

18款繰入金1項基金繰入金3,730万2,000円を減額し、8億3,820万6,000円。

基金を充当した事業におきまして、事業費が確定したことにより、当該繰入金の調整を行うものでございます。文教施設整備基金繰入金から59万2,000円の減額。知床・羅臼まちづくり基金繰入金から5,940万9,000円を減額するものでございます。

また、令和7年7月から令和8年3月までに企業版ふるさと納税へ寄附をしていただいた19件分の2,269万9,000円を企業版ふるさと納税基金繰入金へ追加するものでございます。

19款1項繰越金3,713万8,000円を追加し、1億7,175万7,000円。

歳出の財源調整のため、その財源を繰越金に求めるものでございます。

21款1項町債940万円を減額し、2億3,940万円。

7件の事業費が確定し、起債の借入額が減額となるものでございます。

小型動力ポンプ付積載車更新事業債360万円、観光地域づくり事業債40万円、老人福祉センター改修事業債10万円、商工会補助事業債300万円、観光デジタルサイネージ整備事業債60万円、幼稚園改修事業債30万円、給食センター施設整備事業債140万円がそれぞれ減額となります。

歳入合計3億2,234万9,000円を追加し、63億7,318万円となるものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳出です。

2款総務費4億9,351万9,000円を追加し、25億2,466万8,000円。

1項総務管理費5億550万6,000円を追加し、24億3,849万9,000円。
内訳につきましては、令和7年度決算見込みにおきまして、5億5,000万円を積立可能額と試算しまして、また、基金利息を含めて積立するものでございます。

財政調整基金へ1億221万8,000円、減債基金へ3億5,155万円、公共施設整備基金へ1億119万7,000円、分教施設整備基金へ利息分の105万2,000円、知床・羅臼まちづくり基金へ利息分として252万8,000円を積み立てるものでございます。

また、個人の方1件から善意の寄附金20万円を頂いておりますので、国民健康保険診療所基金へ、さらに企業版ふるさと納税の寄附金が6件で275万円を頂きましたので、企業版ふるさと納税基金へ積み立てるものでございます。

減額分につきましては、職員研修に要する経費109万円、庁舎管理に要する経費の光熱水費など104万円、一般行政に要する経費の委託料や工事請負費など238万円、職員の募集に要する経費50万円、地域公共交通に要する経費234万8,000円、その他町有財産に要する経費で228万円がそれぞれ事業費確定による減額となります。

また、物価高騰対策として実施しました生活応援商品券配付事業が事業費確定により113万8,000円の減額、地域おこし協力隊として、移住・定住関係、北方領土関係、ゼロカーボンシティ関係の3名を公募してきましたが、応募者がいなかったことで1,515万1,000円の減額。

さらに、移住促進事業に関わる各種事業経費663万6,000円、地域提案型事業に要する経費160万1,000円、Kプロジェクト推進に要する経費82万5,000円、ふるさと納税に要する経費2,100万円がそれぞれ事業費確定による減額となります。

2項徴税費1,019万6,000円を減額し、337万5,000円。

税務一般事務に要する経費の償還金利子及び割引料31万4,000円の減額、賦課徴収事務に要する経費の旅費や委託料などで109万1,000円の減額であります。いずれも事業費確定によるものでございます。

また、定額減税補足給付事業が確定したことによりまして、879万1,000円の減額でございます。

3項戸籍住民基本台帳費179万1,000円を減額し、1,509万円。

戸籍振り仮名関係事業やシステム標準化の移行に伴い各種事業費が確定したことで、各種負担金179万1,000円の減額であります。

3款民生費3,192万6,000円を減額し、6億1,841万5,000円。

1項社会福祉費2,479万3,000円を減額し、4億7,581万2,000円。

内訳につきましては、令和7年度から2年間にわたって策定する地域福祉計画のアン

ケート調査など、令和7年度分の事業費確定により169万5,000円の減額、介護施設に対する生活保護者受入補助金79万円の減額、福祉・介護職人材確保に要する経費の介護職支度金補助金や人材確保及び離職防止補助金277万5,000円が事業費確定による減額、老人福祉センターの管理運営に要する経費の指定管理委託について、事業費が確定したことで66万4,000円の減額、浴槽改修工事が順調に終了したことで、代替施設使用料178万4,000円の減額となっております。

さらに、障がい者自立支援に要する経費の補装具給付費や自立支援医療費が375万7,000円、重度心身障がい者医療扶助費80万1,000円が事業費確定により減額、介護保険における介護サービス給付費などが確定したことで、介護保険事業特別会計への繰出金1,250万7,000円を減額するものでございます。

2項児童福祉費713万3,000円を減額し、1億421万5,000円。

子育て支援に要する出産・子育て応援給付金10万円、妊婦のための支援交付金55万円、出産祝い金153万3,000円がそれぞれ事業費確定による減額であります。

また、児童手当の制度改正により、支給児童の年齢延長や所得要件の撤廃などにより対象者数の増員を予測しておりましたが、事業費確定により490万円の減額となります。

4款衛生費2,377万1,000円を減額し、6億8,812万3,000円。

1項保健衛生費1,637万9,000円を減額し、2億9,573万3,000円。

各種がん検診や予防接種に要する経費が確定したことで、618万円の減額であります。

また、水道事業会計の繰出金840万2,000円の減額、国保診療所事業特別会計繰出金16万2,000円の減額は、各会計の事業費が確定したことによるものでございます。子ども医療費助成事業に要する子ども医療費扶助費が事業費の確定により、163万5,000円の減額となります。

3項清掃費739万2,000円を減額し、3億8,323万円。

一般廃棄物処理に要する経費の消耗品費や生ごみ処理業務委託料が、事業費確定により423万4,000円の減額、水産系廃棄物処理施設の堆肥残渣搬出や施設維持費の事業費が確定したことで、315万8,000円の減額となります。

5款農林水産業費385万4,000円を減額し、9,142万円。

3項水産業費385万4,000千円を減額し、7,347万4,000円。

アイヌブランド化による水産振興事業費の確定により58万2,000円の減額、ヒトデ駆除事業補助金43万5,000円の減額、ホタテ種苗放流事業の補助金64万3,000円の減額、昆布繁茂対策事業30万7,000円の減額、養殖昆布試験事業補助金10万円の減額、漁港管理に要する電気料178万7,000円の減額は、いずれも事業費確定によるものでございます。

6款1項商工費3,155万1,000円を減額し、2億3,841万7,000円。

雇用対策事業130万5,000円の減額、企業支援補助金378万5,000円の減

額、知床らうす交流センター運営経費４５万７,０００円の減額、いずれも事業費確定によるものでございます。

また、町内の事業者を対象とした物価高騰対応支援事業の事業費が確定したことにより、６９４万３,０００円の減額であります。

さらに、知床羅臼産業祭の運営に対して、道補助の地域づくり総合交付金３００万円が実行委員会へ直接交付されたことで、実行委員会から同額の３００万円が清算されたことによる減額、デジタルサイネージ設置事業の完了により１２４万８,０００円が減額となっております。観光分野におけます地域おこし協力隊３名のうち、２名は応募がいなかったことと、１名が年度途中で採用となったことにより、１,２７８万１,０００円の減額であります。温泉供給に要する経費の温泉井浚渫業務など事業費確定により、２０５万２,０００円の減額となっております。

７款土木費１,９７４万４,０００円を減額し、１億８,２６３万６,０００円。

２項道路橋りょう費１,９７４万４,０００円を減額し、１億８,０８６万円。

除雪業務委託料で１,８８９万７,０００円の減額、除雪システム委託料４８万２,０００円の減額、道路維持業務委託３６万５,０００円の減額、いずれも事業費確定によるものでございます。

８款教育費３,４７３万４,０００円を減額し、５億７４９万２,０００円。

１項教育総務費１,３１１万５,０００円を減額し、１億７２９万円。

教育委員会事務局に要する経費の報酬や旅費、需要費など１８０万５,０００円の減額、教職員住宅に要する経費４２万円の減額は、いずれも事業費確定によるものでございます。

教育関係の地域おこし協力隊の公募に対し応募がなかったことで、５８８万１,０００円の減額、高校魅力化補助金の事業費確定により５００万９,０００円の減額であります。実績に対しての減額となっておりまして、主なものにつきましては、海外留学費用や修学旅行費助成、パソコン贈呈などがあります。

２項小学校費３６１万１,０００円を減額し、８,７４６万３,０００円。

小学校の光熱水費や燃料費など２４５万４,０００円の減額、小学校の教科消耗品５７万６,０００円の減額、小学校修学援助費５８万１,０００円の減額で、それぞれ事業費確定によるものでございます。

３項中学校費２５５万８,０００円を減額し、２,７０７万２,０００円。

学校特別支援員報酬６５万６,０００円の減額、中学校の光熱水費１３０万４,０００円の減額、中学校修学援助費５９万８,０００円の減額で、事業費確定によるものでございます。

４項幼稚園費４３０万２,０００円を減額し、４,３６２万４,０００円。

幼稚園教諭の研修料費８１万３,０００円の減額、消耗品費や光熱水費など１２９万５,０００円の減額、ネットワーク環境整備委託で６８万４,０００円の減額であります。

事業費確定によるものでございます。

また、幼稚園統合に要する経費の消耗品など69万6,000円の減額、実施設計業務委託料81万4,000円の減額、いずれも事業費確定によるものでございます。

5項社会教育費672万3,000円を減額し、6,485万3,000円。

社会教育関係の地域おこし協力隊の応募者がいなかったことで、550万円の減額。

また、アイヌ文化関係資料保存活用に要する測量委託や各種調査業務委託の事業費確定により、122万3,000円の減額となっております。

6款保健体育費442万5,000円を減額し、1億7,719万円。

給食センター管理運営に要する経費において、報酬187万5,000円の減額、職員手当145万円の減額であります。事業費確定によるものでございます。

また、給食センター給水配管工事の入札権で110万円の減額となっております。

10款1項職員費2,559万円を減額し、8億3,722万3,000円。

職員の中途退職や育児休業取得者による給料の減額のほか、職員手当組合及び共済組合における負担率の変更による減額となっております。

歳出合計3億2,234万9,000円を追加し、63億7,318万円となるものでございます。

8ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。

7件の事業で変更があります。

1件目は、小型動力ポンプ付積載者更新事業債、限度額を2,260万円から1,900万円に変更。

2件目は、観光地域づくり事業債の限度額3,000万円を2,960万円に変更。

3件目は、老人福祉センター改修事業債、限度額5,310万円を5,300万円に変更。

4件目は、商工会補助事業債、限度額1,080万円を780万円に変更。

5件目は、観光デジタルサイネージ整備事業債、限度額1,350万円を1,290万円に変更。

6件目は、幼稚園改修事業債、限度額660万円を630万円に変更。

7件目は、給食センター改修事業債、限度額1,430万円を1,290万円に変更するものであります。

いずれも過疎対策事業債であります。事業費確定に伴う限度額の変更であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましての変更はございません。

以上であります。別冊資料の1ページから56ページに事項別明細書を別添資料として配付させていただいております。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑あり

ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 討論なしと認めます。

これから、報告第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第1号は、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、報告第1号は、承認することに決定いたしました。

◎日程第6 報告第2号 専決処分した事件の承認について

○議長(佐藤 晶君) 日程第6 報告第2号専決処分した事件の承認について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(本見泰敬君) 議案の9ページをお願いいたします。

報告第2号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

10ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和7年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日は、令和8年3月31日でございます。

11ページをお願いいたします。

令和7年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和7年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,911万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億991万4,000円とする。

2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

12ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

2款国庫支出金1項国庫補助金124万6,000円を減額し、205万4,000円。

内容につきましては、国保市町村標準システムのガバメントクラウド化に伴う改修費用の額が確定したことに伴い、補助金が減額されるものです。

3款道支出金2,674万3,000円を減額し、5億5,450万4,000円。

1項道補助金2,674万3,000円を減額し、5億5,450万3,000円。

内容につきましては、令和7年度の一般被保険者に係る医療費及び出産育児一時金の額の確定に伴い、保険給付費等交付金の普通交付金分から2,468万2,000円の減額、各種委託料及び特定検診等データ管理委託料の額の確定に伴い、保険給付費等交付金の特別交付金分から206万1,000円の減額となるものです。

4款財産収入1項財産運用収入31万5,000円を追加し、32万円。

内容につきましては、利率の上昇に伴い、預金利子が増額となったため追加をするものです。

5款繰入金144万2,000円を減額し、5,518万3,000円。

2項基金繰入金144万2,000円を減額し、633万1,000円。

内容につきましては、国保標準システムの改修費用の額が確定したことによる補助対象外経費について財源調整をするもののほか、保険税還付金が当初予算より下回ることが見込まれたため、減額補正分の財源調整を行うものでございます。

歳入合計2,911万6,000円を減額し、9億991万6,000円とするものでございます。

13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費185万4,000円を減額し、1,547万4,000円。

1項総務管理費185万4,000円を減額し、1,114万9,000円。

内容につきましては、利率の上昇に伴い預金利子が増となったことにより、財政調整基金に積み立てるため31万5,000円の追加と、国保標準システムの改修費用の額が確定したことにより、216万9,000円を減額するものです。

2款保険給付費2,468万2,000円を減額し、4億4,554万5,000円。

1項療養諸費2,168万2,000円を減額し、3億8,214万2,000円。

内容は、被保険者数及び1人当たりの診療費の減少により、療養給付費の支出が当初の見込みより減少したことによるものでございます。

4項出産育児諸費300万円を減額し、2,000円。

内容は、国保被保険者の出産数がゼロ件であったことから、出産育児一時金の支出がな

かったものでございます。

5 款保健事業費 2 0 6 万 1, 0 0 0 円を減額し、1, 5 8 7 万円。

1 項保健保険事業費 5 6 万 1, 0 0 0 円を減額し、1, 2 7 1 万 1, 0 0 0 円。

内容は、特定検診受診者数の確定によるものでございます。

2 項特定健康診査等事業費 1 5 0 万円を減額し、3 1 5 万 9, 0 0 0 円。

特定検診受診者数の確定により、特定検診等データ委託料を減額するものでございます。

7 款諸支出金 5 1 万 9, 0 0 0 円を減額し、7, 9 3 8 万 9, 0 0 0 円。

1 項償還金及び還付加算金 5 1 万 9, 0 0 0 円を減額し、6 0 万 8, 0 0 0 円。

内容につきましては、保険税還付金が当初見込みより下回ったため、減額をするものでございます。

歳出合計 2, 9 1 1 万 6, 0 0 0 円を減額し、9 億 9 9 1 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料の 5 7 ページから 6 4 ページに掲載をしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございますが、本補正予算につきましては、去る 5 月 1 3 日開催の令和 8 年第 2 回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に報告をし、原案のとおり承認をいただいておりますことを御報告させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、報告第 2 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第 2 号は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、報告第 2 号は、承認することに決定いたしました。

◎日程第 7 報告第 3 号 専決処分した事件の承認について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 7 報告第 3 号専決処分した事件の承認について、議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉介護担当課長。

○福祉介護担当課長（七海隆之君） 議案の14ページをお願いいたします。

報告第3号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものでございます。

15ページをお願いします。

専決処分書。

令和7年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日は、令和8年3月31日でございます。

16ページをお願いします。

令和7年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

令和7年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,927万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,793万6,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

17ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款1項介護保険料1,067万2,000円を減額し、9,256万2,000円。

内容としましては、保険給付費が確定したことによる減額でございます。

3款国庫支出金1,180万8,000円を減額し、9,919万4,000円。

1項国庫負担金891万5,000円を減額し、7,358万5,000円。

2項国庫補助金289万3,000円を減額し、2,560万9,000円。

内容としましては、介護サービス給付費、介護予防サービス給付費及び地域支援事業の歳出減額に伴う国庫負担金と国庫補助金で定められている分の減額でございます。

4款1項支払基金交付金1,351万円を減額し、1億496万4,000円。

内容としましては、介護サービス給付費、介護予防サービス給付費及び地域支援事業の歳出減額に伴う支払基金交付金で定められている分の減額でございます。

5款道支出金961万1,000円を減額し、5,614万6,000円。

1項道負担金703万6,000円を減額し、4,905万9,000円。

2項道補助金257万5,000円を減額し、708万7,000円。

内容としましては、地域支援事業及び介護サービス給付費、介護予防サービス給付費の歳出減額に伴う道負担金及び道補助金で定められている分の減額でございます。

7款繰入金1,367万4,000円を減額し、7,706万3,000円。

1項他会計繰入金1,252万7,000円を減額し、7,706万3,000円。

2項基金繰入金114万7,000円を減額し、ゼロ円。

内容としましては、いずれも令和7年度介護サービス給付費の額の確定に伴う国及び道並びに町繰入金で定められた分の減額でございます。

歳入合計59,27万5,000円を減額し、4億4,793万6,000円とするものでございます。

18ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費291万6,000円を減額し、1,602万円。

1項総務管理費251万5,000円を減額し、1,397万7,000円。

内容としましては、令和7年度介護サービス給付費の額の確定に伴う減額でございます。

続きまして、3項介護認定審査会費40万1,000円を減額し、130万6,000円。

内容は、要介護認定に関わる主治医意見書の依頼が完了したことで、当初見込み額を下回ったことにより減額をするものでございます。

2款保険給付費4,910万5,000円を減額し、3億7,734万7,000円。

1項介護サービス等諸費4,270万5,000円を減額し、3億2,446万7,000円。

2項介護予防サービス等諸費210万2,000円を減額し、1,997万8,000円。

3項高額介護サービス等費55万円を減額し、1,145万円。

4項高額医療合算介護サービス等費42万6,000円を減額し、77万4,000円。

5項特定入所者介護サービス等費332万2,000円を減額し、2,067万8,000円。

内容といたしましては、いずれも令和7年度介護サービス給付費の額の確定に伴う減額でございます。

続きまして、3款地域支援事業費148万3,000円を減額し、3,164万9,000円。

1項総合事業費95万3,000円を減額し、1,139万8,000円。

2項包括的支援事業・任意事業費53万円を減額し、2,022万2,000円。

内容としましては、令和7年度地域支援事業費の額の確定に伴う減額でございます。

6款1項職員費577万1,000円を減額し、881万6,000円。

内容としましては、令和7年度は2名の予算に対して職員1名となったための減額でございます。

歳出合計5,927万5,000円を減額し、4億4,793万6,000円とするものでございます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料65ページから78ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、報告第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第3号は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、報告第3号は、承認することに決定いたしました。

◎日程第8 報告第4号 専決処分した事件の承認について

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 報告第4号専決処分した事件の承認について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 19ページをお願いいたします。

報告第4号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものでございます。

20ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和7年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分日は、令和８年３月３１日でございます。

２１ページをお願いいたします。

令和７年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

令和７年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第１条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２４６万２,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億８６６万４,０００円とする。

２項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

第２条は、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、第２表地方債補正による。

２２ページをお願いいたします。

第１表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

２款繰入金１項他会計繰入金１６万２,０００円を減額し、１億６,６７２万円。

内容につきましては、知床らうす国保診療所医療備品更新事業の事業費確定に伴い、その財源である一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

４款１項町債２３０万円を減額し、３,５１０万円。

内容につきましては、こちらも同様に医療備品更新事業の事業費確定に伴い、その財源であった診療所事業債を減額するものでございます。

歳入合計２４６万２,０００円を減額し、２億８６６万４,０００円とするものでございます。

２３ページをお願いいたします。

歳出でございます。

１款総務費１項総務管理費２４６万２,０００円を減額し、１億９,６８１万４,０００円。

内容につきましては、知床らうす国保診療所の医療備品更新事業において、入札減により執行残となった備品購入費を減額するものでございます。

歳出合計２４６万２,０００円を減額し、２億８６６万４,０００円とするものでございます。

２４ページをお願いいたします。

第２表、地方債補正でございます。

起債の目的は診療所設備整備事業債、過疎対策事業債です。

補正前の限度額３,７４０万円を補正後の限度額３,５１０万円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料の 79 ページから 84 ページにかけて掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございますが、本補正予算につきましては、去る 5 月 13 日開催の令和 8 年第 2 回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に報告をし、原案のとおり承認をいただいておりますことを御報告させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、報告第 4 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第 4 号は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、報告第 4 号は、承認することに決定いたしました。

ここで、11 時 10 分まで休憩いたします。11 時 10 分から再開いたします。

午前 10 時 57 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 9 議案第 20 号 令和 8 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第 9 議案第 20 号令和 8 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の 25 ページをお願いいたします。

議案第 20 号令和 8 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和８年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第１条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億９,１３６万５,０００円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６６億４,６６６万５,０００円とする。

２項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第２条は、継続費の補正であります。

継続費の追加は、「第２表継続費補正」による。

第３条は、地方債の補正であります。

地方債の追加及び変更は、「第３表地方債補正」による。

２６ページをお願いいたします。

第１表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

１４款国庫支出金１億１３９万９,０００円を追加し、５億１,９８７万２,０００円。

２項国庫補助金１億１３９万９,０００円を追加し、３億５,７６４万７,０００円。

国の地域未来交付金に４件の事業が採択されたことによる追加補正となっております。

１件目は、現在幼稚園として利用しております施設を令和９年度に改修し、子育て支援施設として活用する予定でありますので、改修工事の設計委託料１,２６６万１,０００円が歳入の増額補正となります。

２件目は、オートキャンプ場の施設整備を図りながら観光推進を進めるオートキャンプ場魅力向上及び観光プロモーション推進事業に１,９６４万５,０００円であります。

３件目は、温泉管改修に向けた実施設計に５,７７３万２,０００円。

４件目は、温泉利用の適正管理に向けたモニタリングシステム導入事業に対して１,１３６万１,０００円であります。

１８款繰入金１項基金繰入金２,３７３万４,０００円を減額し、１２億１,６６２万７,０００円。

地域未来交付金の採択に伴い、温泉設備改修工事等の財源を地方債に求めることで、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

２１款１項町債１億１,３７０万円を追加し、７億７,９００万円。

地域未来交付金の採択に伴い、子育て支援施設の改修工事設計委託料の地方債１,２７０万円を減額。

また、新たに地方債の借入れとして、温泉供給設備高効率化改修事業債２,５７０万円、羅臼オートキャンプ場上質化事業債１,９５０万円、温泉管改修事業債６,９１０万円、知床未来小学校併設幼稚園改修事業債１,２１０万円をそれぞれ追加するものでございます。

歳入合計１億９,１３６万５,０００円を追加し、６６億４,６６６万５,０００円となる

ものでございます。

27ページをお願いいたします。

歳出でございます。

6款1項商工費1億7,917万7,000円を追加し、3億9,116万円。

オートキャンプ場の施設整備と観光推進を図る事業として、3件の事業を計画しております。

1件目は、オートキャンプ場の水源を確保し、安定的にシャワーや手洗い場などを利用できるようにするための実施設計委託料1,431万1,000円。

2件目は、管理棟に更衣室やシャワー設備を整備するための改修工事費2,314万4,000円。

3件目は、オートキャンプ場の利用者や観光客の集客を目指す観光分野のホームページ改修事業350万円であります。

また、温泉供給に要する経費で2件の事業を予定しております。

1件目は、地熱発電の導入と温泉水の安定供給や、さらなる有効活用などを目指した温泉管の改修工事に向けた実施設計委託料で1億1,550万円。

2件目は、温泉利用の具体的な配当量などを管理するシステムの整備事業で2,272万2,000円であります。

8款教育費1,218万8,000円を追加し、9億8,550万円。

4項幼稚園費1,218万8,000円を追加し、5億7,250万2,000円。

知床未来小学校併設幼稚園改修工事について、専門的な見地から工事内容を把握し、滞りなく施行するための管理業務委託料であります。

歳出合計1億9,136万5,000円を追加し、66億4,666万5,000円となるものでございます。

28ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正であります。

1件の追加であります。

8款教育費4項幼稚園費。

事業名は、知床未来小学校併設幼稚園改修工事管理業務でございます。

総額1,508万1,000円で、令和8年度から令和9年度の事業となります。改修工事が2年間の継続事業となっておりますので、管理業務につきましても2年間の継続とさせていただきます。令和8年度が1,218万8,000円、令和9年度が289万3,000円であります。

29ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正であります。

3件の追加であります。

1件目は、温泉供給設備高効率化改修事業債、限度額2,570万円。

当初、一般財源で計上しておりましたが、財源を地方債に求めるものでございます。

2件目は、羅臼ラウスオートキャンプ場上質化事業債、限度額1,950万円。

3件目は、温泉管改修事業債、限度額6,910万円。

2件目と3件目の事業につきましては、地域未来交付金が採択された事業であり、事業費の2分の1を交付金で見込んでおり、残りを地方債に求めるものでございます。

起債の方法は、証書借入または証券発行。

利率は5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率となるものでございます。

償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、未置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができるものであります。

次に、2件の変更があります。

1件目は、子育て施設改修事業債、限度額2,530万円を1,260万円に変更であります。地域未来交付金が採択されたことによる地方債の減額となります。

2件目は、知床未来小学校併設幼稚園改修事業債の限度額5億1,480万円を5億2,690万円に変更であります。先ほど予算補正で説明しました工事管理業務の財源を地方債に求めるものでございます。

以上であります。この後補正予算の詳細につきましては、各担当から事項別明細書により御説明させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 企画財政課長。

○企画財政課長（遠嶋伸宏君） 補正予算の詳細につきましては、お手元に配付の別冊資料、歳入歳出予算事項別明細書で御説明申し上げます。

説明の都合上、歳出から御説明申し上げますので、別冊資料の89ページをお開き願います。

説明は、所管する担当課長から歳出の費目順に御説明いたします。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 事項別明細書の89ページになります。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子育て支援に要する経費について、子育て支援施設改修工事設計委託料の財源として地域未来交付金が採択されたことにより、財源組替えのための補正を行うもので、歳出額の補正はございません。

なお、地域未来交付金で採択された1,266万1,000円の財源組替えに係る内訳につきましては、地方債で1,270万円の減額と一般財源として3万9,000円の増額補正により組替えを行っております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（伊藤芳征君）　続きまして、6款1項商工費4目観光費、その他観光事業に要する経費に350万円の追加でございます。

内容としましては、ホームページ改修委託料でございまして、現在、羅臼町公式ホームページ内の観光情報の英語翻訳が十分ではないなど、インバウンド向けの対応が必要な状況でありまして、今後実施する予定であります海外向けプロモーションやSNS広告等の効果も高める必要があると考えておりますことから、ホームページの観光情報の改修を行い、インバウンドを含めた利用者全体の利便性向上を図るものでございます。

なお、財源につきましては、国より地域未来交付金の採択を受けておりますことから、事業費の2分の1であります175万円の補助金を活用して事業を実施してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐藤　晶君）　建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君）　続きまして、8目温泉供給費、温泉供給に要する経費12節委託料に1億3,822万2,000円の増額補正でございます。

内容は2点ございます。

まず、1点目でございますが、羅臼町では令和3年3月にゼロカーボンシティ宣言を行い、ゼロカーボンシティの実現に向け、推進を図っているところでございます。

現在、パートナー事業者を中心に、既存井戸を活用した地熱発電の新規導入を目指しているところであり、実現した場合には最大で現状の2倍以上の温泉増生量となる見込みでございますが、現状の温泉送水管の口径では、その増量となった温泉水を送水することができなく、また、設置から30年以上経過し老朽化が著しく、劣化による破損等が発生している状況にもあることから、温泉水の安定した供給を図るとともに、温泉供給量を増加させ、さらなる有効活用と地熱発電の新規導入を実現するため、温泉送水管の老朽化対策と、送水能力の向上を目的とした温泉送水管改修事業として、地域未来交付金が採択となりましたので、温泉送水管改修設計費として1億1,550万円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、事業計画につきましては、今年度、温泉送水管改修設計を行い、令和9年度に河川横断部の詳細設計と一部温泉送水管改修工事、令和10年度及び令和11年度で残りの温泉送水管改修工事を実施する予定としてございます。

参考資料1ページ、資料1に既存温泉管配管図と、ただいま御説明した事業概要を掲載してございますので、後ほどお目通し願います。

2点目は、現在、温泉供給事業で役場庁舎等の公共施設のほかに、民間の温泉宿泊施設にも温泉供給をしてございますが、配当量が把握できない状況にあり、今後の利活用拡大や適正な管理を行うため、各施設に流量計などの計測機器を設置し、湯量や温度をインターネットを通じてリアルタイムで確認できる温泉モニタリングシステムを導入するものでございます。

これにより、各施設の管理者による定期的な目視による温泉の湯量・温度確認が不要となるほか、割水量の調整や異常発生時の対応など負担軽減を図ることができ、加えて、配当量の正確な把握や遠方監視も可能となることから、効率的で適正な温泉供給事業の管理を行うことができるものでございます。

本事業につきましても、地域未来交付金の採択を受けましたことから、温泉モニタリングシステム導入費として2,272万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（伊藤芳征君） 続きまして、9目自然と緑の村施設管理費の自然と緑の村施設管理に要する経費に3,745万5,000円の追加でございます。

内容としましては、12節委託料の水道配水管整備実施設計委託料に1,431万1,000円、14節工事請負費のオートキャンプ場管理等改修工事に2,314万4,000円の追加でございます。

詳細につきましては、参考資料で御説明をさせていただきますので、参考資料2ページ、資料2を御覧ください。

まず、羅臼町オートキャンプ場水道管配管工事実施設計委託の概要について御説明をいたします。

事業の目的でございます。

現在、墓地の湧水を水源としております羅臼オートキャンプ場の水量を確保し、利用者が安定的にシャワーや手洗い場等を使用できるよう水道管を管理棟まで延伸する工事に伴う実施設計を行うものです。

整備の内容でございます。

管理棟まで水道を延伸するためにどのようなルートが良いのか、また、延伸することにより水圧等によりどのような変化が起きて、近隣の住宅等へどのような影響が生じる可能性があるのか等を判断するため、配管の水利計算と詳細設計を実施するものでございます。

事業費でございますが、全体で1,431万1,000円。主な財源につきましては、国より地域未来交付金を採択を受けたことから、650万5,000円を補助金で、780万円につきまして、辺地対策事業債を充てて事業を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、羅臼オートキャンプ場管理棟改修工事の概要を御説明させていただきますので、参考資料3ページ、資料3を御覧ください。

事業の目的でございます。

現在、使用することができない管理棟のシャワー供用開始を目的とした更衣室やシャワーをはじめ、今後の管理棟の活用を見据えた事務室等、管理棟内の改修を行うものでござ

ざいます。

また、併せて各備品の保管や管理を目的としたシャッター式の物置についても設置するものでございます。

整備内容でございます。

主なものとしまして、1点目は、今後の管理等の活用を見据えた和室や事務室等の改修工事。

2点目は、コイン式のシャワー設備の整備や、現在シャワー室と洗面所が一体となっているにも関わらず更衣室がないことから、更衣室の整備。

3点目は、備品の保管を目的とした物置の設置。

四つ目としまして、シャワー等の温水を沸かすための給湯設備の整備となっております。

最後に事業費でございますが、全体で2,314万円に対しまして、主な財源としては、国より地域未来交付金の採択を受けたことから1,139万円を補助金で、1,170万円につきましては、辺地対策事業債を充てて事業を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 学務課長。

○学務課長（八幡雅人君） 続きまして、8款教育費4項幼稚園費1目幼稚園管理費、幼稚園の統合に要する経費に1,218万8,000円の追加であります。

知床未来小学校・知床未来幼稚園改修工事の施行に伴いまして、既存施設の構造や改修内容等を十分かつ専門的に把握した管理業務を委託することによりまして、当工事を滞りなく施行するため、12節委託料に追加するものであります。

知床未来小学校・知床未来幼稚園改修工事に当たりましては、現地立ち入りによる調査や各種資材等の見積もりなど、基本的な事項を含めた詳細な実施設計を行ってきたところであります。本工事の施工に合わせまして、工事管理業務を委託することで、設計図書の確認などに対応し、今後においてスムーズに工事ができるよう補正予算をお願いするものであります。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 企画財政課長。

○企画財政課長（遠嶋伸宏君） 引き続き、歳入を御説明申し上げますので87ページにお戻り願います。

14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金に1,266万1,000円の追加補正でございます。

内容につきましては、子育て支援施設改修事業に対し、国の地域未来交付金が採択されたことに伴う追加補正で、地方債の減額を含む財源調整を行うものです。

5目商工費国庫補助金に8,873万8,000円の追加補正であります。

羅臼オートキャンプ場の水道配水管整備実施設計業務及び管理等改修工事、また、温泉管改修に向けた温泉管改修実施設計委託業務並びに温泉モニタリングシステム導入委託業務について、地域未来交付金が採択されたことに伴い、当該交付金を財源として追加補正するものです。

18款繰入金1項1目基金繰入金について、2,373万4,000円の減額補正であります。

本補正予算の歳入歳出の財源調整を財政調整基金に求めるものです。

21款1項町債2目民生債に1,270万円の減額補正であります。

子育て支援施設改修事業に対し、地域町未来交付金が採択されたことに伴い、財源としていた地方債の借入額の減額による財源組替えを行うものです。

4目商工債に1億1,430万円の追加補正であります。

内容につきましては、3件ございます。

1件目は、当初予算において計上している温泉設備改修工事に対し、地方債の借入れを見込むため、温泉供給設備高効率化改修事業債として、2,570万円を追加するものであります。

2件目は、本補正予算において上程している羅臼オートキャンプ場の水道配水管整備実施設計業務及び管理等改修工事に対し、地方債の借入れを見込むため、羅臼オートキャンプ場上質化事業債として1,950万円を追加するものであります。

3件目は、温泉管改修実施設計委託業務及び温泉モニタリングシステム導入委託業務の財源として地方債を見込むため、温泉管改修事業債として6,910万円をそれぞれ追加するものであります。

5目教育債に1,210万円の追加補正であります。

本補正予算において計上している知床未来小学校併設幼稚園改修工事管理委託業務に対し、地方債の借入れを見込むため、知床未来小学校併設幼稚園改修事業債に1,210万円の追加補正を行うものです。

以上、令和8年度一般会計補正予算として、歳入歳出それぞれ1億9,136万5,000円の追加補正をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第21号 職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第10 議案第21号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○議長(佐藤 晶君) 総務課長。

○総務課長(吉村重人君) 議案の30ページをお願いいたします。

議案第21号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

31ページをお願いします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由でございます。

今回の改正につきましては、宿日直手当の一部を改正する人事院規則9の15の改正に伴い、宿日直手当に係る金額の改正を行うものであります。

改正条文であります。

職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「4,400円」を「4,700円」に改め、同項ただし書き中「6,600円」を「7,050円」に改め、同条第2項中「2万2,000円」を「2万3,500円」に改める。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行する。

なお、参考資料の4ページ、資料4に本条例の一部改正条例の概要を、5ページの資料5に本条例の一部改正新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤 晶君) 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第21号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第22号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例
制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第11 議案第22号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務担当課長。

○税務担当課長(鹿又芳弘君) 議案の32ページをお願いします。

議案第22号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

33ページをお願いします。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例。

今回の改正は、令和8年2月20日に地方税等の一部を改正する法律案が閣議決定され、令和8年4月1日に施行されることに伴う改正であります。

改正の柱といたしましては、個人住民税における給与所得控除の最低保証額の引上げ、固定資産税の免税点の引上げ、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う各規定の整理ほか、法改正に合わせた条項ずれの整理など、それぞれ改正のありました項目について所要の措置を行うものでございます。

改正条例につきましては、議案の33ページから42ページに掲載しておりますが、別冊として配付しております参考資料6、羅臼町町税条例の一部を改正する条例の概要により、主な改正内容と適用関係について説明させていただきますので、特段の御配慮を賜りたいと存じます。

なお、改正項目それぞれの施行年月日につきましては、説明資料に記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

それでは、参考資料の6ページ、資料6をお開き願います。

主な改正内容につきましては、表の番号に沿って説明させていただきます。

それでは、1番、納税証明事項、第18条の3及び2番、納期限後に納付し、または納

付する税金または納入金に係る延滞金、第19条23の改正は、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、各規定について所要の整備を行うものでございます。

3番、所得割の課税標準、第33条の改正は、特定大口株主配当等への追加を法改正に合わせて改正でございます。

4番、寄附金税額控除、第34条の7の改正は、復興特別所得税の課税期限の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う法改正に合わせた改正でございます。

5番、町民税の申告、第36条の2の改正は、法改正に合わせた条項ずれの整理でございます。

6番、個人住民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、第36条の3の2の改正は、法改正に合わせた条項ずれの整理でございます。

7番、個人の住民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書、第36条の3の3の改正は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務範囲の見直しに伴う法改正に合わせた改正でございます。

8番、固定資産の免税点、第63条の改正は、物価指数等の上昇を踏まえ、家屋に係る免税点を現行の20万円から30万円、償却資産に係る免税点を現行の150万円から180万円にそれぞれ引き上げるものでございます。令和9年度以降の固定資産税から適用されます。

9番、軽自動車税の納税義務者等、第80条から、7ページの24番、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等第91条までの各改正でございますが、これらはいずれも軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、種別割の名称変更等を含む各規定について所要の整備を行うものでございます。

続きまして、25番、特定一般医療薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、附則第6条の改正は、適用期限の延長に伴う法改正に合わせた改正でございます。

26番、個人の町民税の住宅借入金特別税税額控除、附則第7条の3の改正は、法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備でございます。

27番、個人の住民税の住宅借入金特別税額控除、附則第7条の3の2の改正は、法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備及び適用期限の延長に伴う改正でございます。

28番、寄附金税額控除における特例控除額の特例、附則第7条の4の改正は、復興特別所得税の課税期間の延長に伴う防衛特別所得税の創設に伴う改正並びに特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う所要の整備を行うものでございます。

29番、肉用牛の売却による事業所得に係る住民税の課税の特例、附則第8条の改正は、法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備及び適用期限の延長に伴う改正でございます。

8ページをお願いします。

30番、個人の住民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等、附則第9条の2の改正は、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う法改正に合わせた

改正でございます。

３１番、法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合、わがまち特例関係でございます。附則第１０条の２の改正は、法改正に合わせた条項ずれの整理でございます。

３２番、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、附則第１０条の３の改正は、法令改正に合わせた所要の改正でございます。

３３番、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、附則第１５条の２から、３９番、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例、附則第１６条の２までの各改正でございますが、これらはいずれも軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う所要の整備を行うものでございます。

４０番、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、附則第１６条の３から、９ページ、４９番、条例適用利子等及び条例適用配当等に係る個人の住民税の課税の特例、附則第２０条の３までの各改正でございますが、これらはいずれも法附則第５条の４の削除に伴う所要の整備、または特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う新設でございます。

附則としまして、第１条では施行期日を規定しており、各改正項目の施行期日については、令和８年４月１日施行を基本としつつ、一部については令和９年１月１日施行及び令和１０年１月１日施行となっております。

また、２条以降では、各項目に税目に関する経過措置に対して規定しております。

なお、８ページから４２ページ、資料７で新旧対照表を添付しましたので、後ほどお目通し願います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２２号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第２２号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第２２号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 2 3 号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正
する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 1 2 議案第 2 3 号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の 4 3 ページをお願いいたします。

議案第 2 3 号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

4 4 ページをお願いいたします。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

改正する条文につきましては、4 4 ページから 4 8 ページに掲載をしておりますが、改正内容については、別冊で配付をしております参考資料にて御説明をさせていただきますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

それでは、別冊参考資料の 4 4 ページ、資料 8、羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要をお開き願います。

まず初めに、1 の改定理由でございますが 2 点ございまして、1 点目は、令和 8 年度の税制改正により、国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額の引上げ並びに子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額について、所要の措置を講ずるものです。

2 点目でございますが、北海道国保運営方針において、加入者負担の公平化を目的とした保険料水準の統一を目指すことが明記され、市町村は北海道が示す標準保険料率と現行保険料率の差を解消していくことが必要となったことから、同方針に沿って標準保険料率を基に保険料率の改定を行うものでございます。

次に、2 の改正内容でございます。4 点ございます。

1 点目は、国民健康保険税の課税限度額の引上げで、基礎課税額を 6 6 万円から 6 7 万円に上げるものでございます。

2 点目は、子ども・子育て支援納付金課税額の新設でございます。令和 6 年の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、新たに創設をされるものでございますが、当該制度は既に始まっている児童手当の拡充や、妊婦のための支援給付等の財源の一部として、少子化対策に受益を有する全世代が子育て世帯を支える仕組みとして、医療保険の保険料または保険税に上乗せする形で拠出する制度で、令和 8 年度から始まるものでございます。

本条例改正では、子ども・子育て支援納付金分に係る税率及び限度額を新たに設けるも

のでございます。

3点目は、国民健康保険税の減額対象となる所得基準の見直しで、①の5割軽減対象世帯では30万5,000円から31万円に引き上げ。②の2割軽減対象世帯では56万円から57万円に引き上げるものでございます。

4点目は、標準保険料率での保険税率の改正を行うものでございます。

3の保険税率の改定案でございます。

保険税はその使用目的により、加入者の医療費を賄う医療費分、後期高齢者医療を支援するための後期高齢者医療支援金等分、40歳以上64歳以下の加入者が介護保険サービスの一部を負担するための介護納付金分に加え、先ほど御説明いたしました今年度より始まる子ども・子育て支援納付金分を加えた4分類に分かれており、それぞれの必要総額に応じて、所得割、均等割、平等割のほか、子ども・子育て支援納付金分には18歳未満の子どもがいる世帯に係る軽減措置を行うため、新たに18歳以上均等割を設け、その3方式で算出された合計額が世帯の国民健康保険税として課税されるものでございます。

今年度の改定案につきましては、表の下段、網かけ部分の合計欄を御覧ください。

所得割で現行の13.05%から13.31%に。

均等割は現行4万6,300円から4万8,700円に。

子ども・子育て支援納付金分に係る18歳以上均等割として100円の新設。

平等割は現行4万4,000円から4万6,100円にそれぞれ改定され、限度額でも先ほど御説明しました医療費分の基礎課税額に係る分として1万円引き上げられたことにより、賦課限度額の合計は113万円となるものでございます。

御説明しました改正内容の賦課減額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直し、子ども・子育て支援納付金の課税については、令和8年度の税制改正により改定を行うもので、保険税率については、北海道が示す標準保険料率により改定を行うものでございます。

45ページをお願いいたします。

続いて、4の改正条文の概要でございます。

ここからは改正される条文を区分ごとに掲載しておりますが、改正の概要のみ御説明させていただき、右欄にある改正内容の税率及び金額の説明は省略をさせていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

まず、区分1の課税額第2条関係ですが、子ども・子育て支援納付金に係る課税額及び課税限度額の追加のほか、基礎課税限度額を67万円に改定するものでございます。

次に、区分の2、3、4は、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額で第3条から第9条関係となりますが、それぞれの所得割額、均等割額、平等割額を表に示すとおり改正をしております。

46ページになります。

次に区分の5ですが、新たに設けられた子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、

均等割額、18歳以上均等割額、平等割額について、第9条の3から第9条の6において追加をしてございます。

次に、区分6、7、47ページの区分8、48ページの区分9、49ページになります区分10、11は、国民健康保険税の減額についての条項でございまして、第23条関係になりますが、それぞれ軽減区分ごとに所得基準及び減額する額の改正のほか、子ども・子育て支援納付金に係る減額についても追加をしてございます。

最後の区分12につきましては、附則第3項から第13項にかけて本条例改正に伴う文言整理のための改正でございます。

附則といたしまして、第1項で施行期日を定めており、この条例は公布の日から施行し、令和8年4月1日より適用する。

2項は適用区分でございしますが、この条例による改正後の羅臼町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

なお、当町の国民健康保険の状況といたしましては、昨年度に比べ被保険者数で135名の減少となっており、さらに今年度課税所得は前年度に比べ下がる見込みでございます。

今後、国保加入者の人数及び世帯数、所得状況が確定した後に、今年度の課税計算を行うこととしておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

続きます50ページには、国民健康保険税の課税減の額の見直し及び低所得に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについての資料、51ページから70ページには、資料9として本条例の一部改正新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、本条例の一部改正につきましては、去る5月13日開催の令和8年第2回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問をし、原案のとおり承認をいただいておりますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第23号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第24号 工事請負契約の締結について

○議長（佐藤 晶君） 日程第13 議案第24号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小野哲也君の退場を求めます。

（議員 退室）

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明を求めます。

学務課長。

○学務課長（八幡雅人君） 議案の49ページをお願いいたします。

議案第24号工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的。

知床未来小学校・知床未来幼稚園改修工事。

2、契約の方法。

一般競争入札。

3、契約金額。

6億500万円。

4、契約の相手方。

島影・小野特定建設工事共同企業体。

代表者。

住所、野付郡別海町別海99番地43。

氏名、島影建設株式会社、代表取締役社長、島影輝雄でございます。

なお、参考資料71ページから72ページ、資料12、知床未来小学校・知床未来幼稚園改修工事、校舎概要図を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

松原臣君。

○8番（松原 臣君） 今の6億円強の入札の件なのですが、担当者にお伺いしたいのです。何社あって決定したのか。それと入札率について、まず二つお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 学務課長。

○学務課長（八幡雅人君） 今回の入札時に参加した共同企業体ですけれども、4企業体で入札を行っております。入札率につきましては98%でございます。

○議長（佐藤 晶君） 松原臣君。

○8番（松原 臣君） 最近、テレビ等で盛んにやっているのは、原油不足で非常にその関係のものが1か月たっていないのに1.5倍とか2倍になっているという現実があるのですけれども、これは入札してから工事をするのにかなり期間もあると思うのですけれども、その点、6億500万円の範囲内で本当にできるのかどうかというのは心配になるのですけれども、先手どのようなふうに見込んでいるのか、ちょっとお話ししていただければと思います。

○議長（佐藤 晶君） 学務課長。

○学務課長（八幡雅人君） 現在、当初設計の中で予定額を決め、入札して落札をさせていただいております。今の物価高騰も含めまして、今後の状況によっては、もしかすると設計変更も含めてあるかもしれませんけれども、現時点ではこの価格での落札ということになっておりますので、順調に工事を進めていきたいと考えております。

○議長（佐藤 晶君） 松原議員。

○8番（松原 臣君） その心配はあるということで認めたのですけれども、結局、業者も民間企業ですから利益を得ないと、損してまでやらないと思うのです。そこで、やはり町側としても物価高を重視して、最終的に補正でやるしかないと思うのですけれども、その点十分慎重に企業と相談しながら、ぜひ実施してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君、入場、着席願います。

（議員 入室）

◎日程第 1 4 議案第 2 5 号 工事請負契約の締結について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 1 4 議案第 2 5 号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

地方自治法第 1 1 7 条の規定により、小川雅勝君の退場を求めます。

（議員 退室）

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（八幡雅人君） 議案 5 0 ページをお開き願います。

議案第 2 5 号工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的。

羅臼町営住宅緑町団地建設工事 C 号棟。

2、契約の方法。

一般競争入札。

3、契約金額。

2 億 6, 9 0 6 万円。

4、契約の相手方。

廣木・小川特定建設工事共同企業体。

代表者。

住所、標津郡市中標津町南町 9 番地 2 5。

氏名、廣木建設株式会社、代表取締役、廣木智でございます。

なお、別冊参考資料 7 3 ページ、資料 1 1 に工事概要を掲載してございます。後ほどお目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 2 5 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第25号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤 晶君） 小川雅勝君、入場、着席願います。

(議員 入室)

◎閉会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和8年第2回羅臼町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後 0時11分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員